

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和16年
市町村名 （市町村コード）	小野市 28218
地域名 （地域内農業集落名）	大部地区 （ 中島町 ）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	17 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	15 ha
② 田の面積	14 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

（農地の現状） ・農地の大半が集落の南部域に集中している（以下「南農地」という）。令和元年に南農地内に市庁舎が移転し、周辺の公共施設と共に市の中核拠点が形成されつつある。集落縁辺部には、ほ場整備除外となった未整形農地が点在している（以下「集落農地」）が、大規模稲作経営の適地とはいえない。市庁舎北から市道109線をまたぎ、雇用促進住宅までにまとまった農地が広がっている（以下「西農地」）。
（農業者の現状） ・農業者43人のうち、耕作規模の5千㎡以下が占める割合が72%（面積率：4割）と大半が小規模経営であり、5千㎡を超える農業者12人が残りの6割の農地を耕作している。少子高齢化が進行し、現状では農業者だけでなく町全体の人口減が見込まれるため、町内人口の増加策が必要。また、高齢化や後継者不足により、草刈り等水利営繕が困難になることが予測されるため、多面的機能直接支払交付金等の継続的な公的支援が必要である。
（将来展望） ・将来について、「拡大・維持」が23%（面積率：28%）、「縮小・放棄」が28%（面積率：25%）、「不明」の回答者が49%（面積率：47%）となった。半数の層が将来展望に不安を抱えてはいるが、この層を短期的に継続可能層と捉えると、向こう十年では全体の4分の3の農業者において耕作の維持が可能と見込まれる。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

1. 全体方針 ・短期的には現状維持。中長期的には市のシビックゾーン形成など都市的利用の動向に合わせ検討する。 ・開発等により耕作面積の維持（代替地）が必要な場合は、農地の貸出・手放し意向の用地で検討する。
2. エリア別方針 ①南農地：当面は現状維持とし、水稻作付を主に営農を進める。一方、市役所を中心としたシビックゾーンの形成など市の進める都市開発を考慮しながら、次期総合計画の策定の内容に合わせて検討する。 ②集落農地：当面は現状維持とするが、町民の人口流出を抑えるため、地域住民のための宅地開発を視野に入れる。また、一方で、小規模農地については、適宜集約化、蔬菜等商用作物への切り替えも検討。 ③西農地：一団化しており、水利管理も容易なエリアであるため、耕作預託が選択肢の一つとしてあげられる。一方、公共施設や商用地に近いことから、今後、市のシビックゾーンの更なる都市形成につながる可能性をもつ。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・短期的には現状維持。 ・中長期的には上記の全体方針を踏まえ、集約化等を進める。 ・次期市総合計画（土地利用関係）との整合性を考慮する。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0%	将来の目標とする集積率	30%
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・当面は検討しないが、次期市総合計画等の策定期間にあわせて協議を始める。 ・個別の集約は適宜進めていく。個別対応の受け手としては、4の認定農業者などを候補とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・住民に対し農地の流動化による有効利用や適正な保全の重要性について、意識醸成を行う。 ・利用や遊休農地の発生に合わせ、規模拡大志向の地域農業者などへ農地の流動化を進める。 ・農地流動化に係る権利設定については、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組
・ため池、水路等の土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。 ・大規模な基盤整備計画は無し。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・現時点での集落営農の設立に向けた合意形成は難しく、また、農地集約を望む土地利用型農業者が存在しない。そのため、当該取組については、今後の地域における農業経営の推移を見ながら検討していく。 また、担い手育成と女性の農業参画の推進策としては、「中島町こども農園」を設け、芋ほり等子供向けの農業体験のほか女性にも初めやすいハーブ栽培など、多様な農業参画を促すイベントや仕組み作り等を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・民間の農業支援サービスについては、必要があれば利用する。 ・継続的な公的支援ができた際は、草刈り作業等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】 ⑦多面的機能直接支払交付金を活用して、農地や農道等の土地改良施設の保全管理を行う。									

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	利用者 農業者 1	米・野菜	1.3 ha	— ha	米・野菜	1.3 ha	— ha	赤	
2	利用者 農業者 2	米・野菜	1.1 ha	— ha	米・野菜	1.1 ha	— ha	黄	
3	利用者 農業者 3	米・野菜	1.1 ha	— ha	米・野菜	1.1 ha	— ha	緑	
4	利用者 農業者 4	米・野菜	1.0 ha	— ha	米・野菜	1.0 ha	— ha	赤ふち	
5	利用者 農業者 5	米・野菜	0.8 ha	— ha	米・野菜	0.8 ha	— ha	青	
6	利用者 農業者 6	米・野菜	0.8 ha	— ha	米・野菜	0.8 ha	— ha	青ふち	
7	利用者 農業者 7	米・野菜	0.7 ha	— ha	米・野菜	0.7 ha	— ha	橙	
8	認定 認定農業者M	米	0.1 ha	— ha	米・野菜	0.1 ha	— ha	赤丸	受け手候補
9	認定 認定農業者T	米	0.2 ha	— ha	米・野菜	0.2 ha	— ha		
10	認定 認定農業者L	米	1.0 ha	— ha	米・野菜	1.0 ha	— ha		
11	認定 認定農業者K	米	0.7 ha	— ha	米・野菜	0.7 ha	— ha		
12	利用者 上記以外の農業者	米・野菜	8.2 ha	— ha	米・野菜	8.2 ha	— ha	黒丸	
13			ha	— ha		ha	— ha		
14			ha	— ha		ha	— ha		
15			ha	— ha		ha	— ha		
	計		17.0 ha	— ha		17.0 ha	— ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	J A兵庫みらい	肥料・農薬散布	水稻等

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。